

公 告

土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定に基づき、舞鶴市営小規模土地改良事業(岡田由里・西方寺地区)計画の変更について、次のとおり公告する。

令和8年6月16日

所 在 舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市長 鴨 田 秋 津



1. 土地改良事業の名称

小規模土地改良事業(岡田由里・西方寺地区) (市営)

2. 事業計画変更の概要

(1) 施行地域の変更：府道岡田由里西方寺線道路改良工事に伴う用地買収により、事業実施区域の地積が減少したことによるもの

3. 書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所：舞鶴市役所 農林水産基盤整備課

(2) 縦覧期間：本公告の日から14日間（午前9時00分から午後4時30分まで）

4. 異議の申し出（意見書の提出）について

当該事業計画の変更に関し異議のある利害関係人は、縦覧期間内に舞鶴市長に対して意見書を提出することができる。

5. その他

本事業の工事自体は昭和53年に完了しており、今回の変更によって現地の状況が改めて作り替えられるものではありません。

これまでは複雑な相続案件の影響などのより、換地事務が滞っていたものが、諸問題の解決の目途が立ったことから、当時未完了となっていた諸手続きを改めて順次進めるものです。